

2021年1月27日

平成元年（ネ）第184号 安保関連法違憲国賠請求・差止請求控訴事件

控訴人 ■■■■■ほか411名

被控訴人 国

意見陳述書

札幌高等裁判所第2民事部 御中



1 私は1957年に夕張郡長沼町に生まれました。あの有名な長沼ナイキ事件があった長沼町です。

1973年9月7日の札幌地方裁判所の判決の時、私は高校二年生で、そのニュースを高校の食堂のテレビで見ました。その時の「自衛隊違憲判決」は、私に生涯忘れることのない大きな衝撃を与えました。

それまで社会科の教科書に載っているだけの「憲法」「裁判所」「裁判官」という言葉が、ものすごい具体的なリアリティを持って現実のものとして目の間に現れてきたのでした。立憲主義や三権分立、違憲立法審査権ということ、そして「憲法の力」や「裁判所（裁判官）の力」というものを具体的にリアルなものとして実感したのでした。高校二年生の時のこの体験は、その後の私の人生に決定的ともいえる影響を与えることになりました。

2 私は1980年に北海道の高校の社会科教師となりました。

4月に赴任したその日に、校長室に呼ばれて「宣誓書」への署名と宣誓をするように言われました。そこには公務員として日本国憲法を遵守し、法令を守り、職務に専念することを誓うということが書かれていました。

これは、後で日本国憲法第99条の公務員の憲法尊重擁護義務の宣誓であることを知りましたが、この時、改めて自分は高校の社会科教師として、しっかりと日本国憲法を遵守していくとともに、その原理と理念をしっかりと生徒たちに教えていかなければならないことを強く自覚しました。

それから35年間、高校の社会科、おもに公民の「政治経済」や「現代社会」で、憲法や法の支配と立憲主義・民主主義と三権分立・違憲立法審査権、そして日本国憲法の三大原理（国民主権・基本的人権の保障・平和主義）などについて、多くの高校生たちに教えてきました。

社会科というと、どうしても「暗記科目」というイメージが強く、教科書に書いてある抽象的な言葉・概念・知識をただ覚え込むだけで、テストが終わってしまったら、あるいは学校を卒業してしまったら、それらの大半が忘れられてしまうということになりがちです。

このようなことはなにも社会科に限ったことではありませんが、しかし社会科で学ぶ憲法や法律の概念や知識は、学校を卒業して現実の社会に出た時にこそ、本当に必要になり、役立たせなければならないものばかりだと思います。

私としては、自分の社会科の授業では、できるだけ教科書に書いてある憲法

や法律の概念、知識を、生徒たちが生きている現実の社会と結び付けて感じてもらえるように、分かり易く、面白く、リアルな社会科の授業づくりをめざして取り組んできました。

しかし、実際の社会科の授業において、教科書と黒板とチョークだけでは、なかなかそのような分かり易く、面白く、リアルな社会科の授業をつくることは難しいことでした。

そこで私が思いついた社会科の授業の実践のひとつに、「憲法を語る弁護士と教師のコラボ授業」というのがありました。これは現役の弁護士を教室に招いて、憲法と法律について教師と対談するという形式で行う授業でした。

どうしても抽象的になりがちな憲法や法律、「人権」「平等」「平和」という言葉、概念を、実際に憲法や法律を使って仕事をしている弁護士の方に、自らの体験を通してそれを語ってもらうことで、高校生たちに、それらが実際の生活や人生に深くかかわっているものとしてリアルに感じてもらうことを目的としたものでした。

3 2014年7月1日、安倍内閣は集団的権行使容認の閣議決定を行いました。

その2週間後の7月15日に、当時勤務していた高校の「現代社会」の授業で、「憲法を語る弁護士と教師のコラボ授業」を実施しました。その翌日、この授業の様子を紹介する記事が地元の新聞に掲載されました。

その日のうちに北海道教育委員会（以下道教委）から学校の管理職に対して記事になっていた授業の内容についての問い合わせの電話が入り、以後、連日

のようにつつこく質問や授業の資料の提出を求められるようになりました。

道教委が主に聞いてきたのは、この授業の中で「集団的自衛権」について、私と弁護士との間でどのようなやりとりがあったのかでした。

この授業で、私の方から弁護士に対して、「もし日本の自衛隊が海外に派遣されて、相手側から攻撃されていないにも関わらず、武器としての銃を撃ったなら、これは憲法上どうなりますか？」という質問に対して、弁護士の方から「それは憲法違反になると思います」というやりとりがありました。

このことが新聞では、弁護士が集団的自衛権の行使について、それは憲法違反になると述べたというような記事になり、どうやらそれを見た保守系の道議会議員が道教委にどのような授業をやっているんだと問い合わせてきたようでした。

私の方からは、管理職を通じて、道教委に対して、この授業の主旨・目的とその内容について、教科の年間の指導目標・指導計画にもきちんと位置付けており、文科省の学習指導要領にも則って、使用している教科書の記述にも沿ったものであることを説明しました。

当時、私が使用していた教科書には「集団的自衛権」について、以下のような記述がなされていました。

「自国が直接攻撃を受けなくとも、同盟国が攻撃された場合、自国の安全をおびやかすものとみなして、協力して防衛行動をとる権利。集団的自衛権の行使は、憲法第9条に違反するというのが、現在の政府解釈である」

また、自衛隊が米軍の後方支援することについて、「このような防衛協力の

拡大は、集団的自衛権の行使につながるのではないかという批判がある」とも書かれていました。

このように、この時の授業での私と弁護士とのやりとりは、基本的に当時使っていた教科書の記述に沿ったものであったのですが、ところが道教委（と背後にいたと思われる保守系道議会議員）は、これが問題であるとしてきたのです。

道教委は、授業における私と弁護士との集団的自衛権についてのやりとりについて、それが間違っているとか偏向しているとかということは決していいませんでした。が、「集団的自衛権の行使について反対の意見だけでなく、そうではない考え方や意見についても授業の中で取り上げて指導できないか」ということを、管理職を通じて執拗に要求してきました。

これは明らかに私の授業の内容に対しての不当な介入であり、とうてい受け入れ難いことでしたので、いったんは拒否しました。しかし保守系道議会議員から恫喝のような圧力があつたためか道教委・管理職からの強い要請があり、結局、「現代社会」の2学期の防衛問題の授業のところで安倍首相の閣議決定についての会見の映像の一部を生徒に視聴させることを受け入れざるを得ませんでした。

その後、道教委は、学校に対して外務書の官僚を講師としての「国際貢献」についての講演会の開催を求め、これを押し付けてきました。

このような出来事は、私自身が30年以上にわたる教師生活で初めてのことであり、それまで高校の社会科教師として自信と誇りをもって取り組んできた

授業実践に対して、道教委が不当に暴力的に介入したものであって、私自身にとっては非常に屈辱的なものであり、多大な精神的な苦痛を与えられたものでした。

4 一審判決では、私たち原告らの人格権侵害の主張に対して、そのような精神的苦痛は社会通念上受任されるべきものであると判示し、それは「自らの信条や信念と反する立法が行われることによって生じる精神的苦痛は、多数決原理を基礎とする間接民主主義の下では不可避に生じるものであるから」としています。

しかし、私が経験したのは、単なる「自らの信条や信念と反する立法が行われることによって生ずる精神的苦痛」ではありません。

それまで憲法を遵守し、憲法の理念と原理をしっかりと生徒たちに教えようとして、高校社会科教師としての職務に専念し、しっかりと授業実践に取り組んできたにもかかわらず、憲法に違反するような閣議決定（と立法）がなされたことによって、それまで憲法の理念に則って自らの職務と授業を行ってきた私自身の人格権が侵害され、多大な精神的苦痛を受けたのです。

私自身が経験した精神的苦痛は、「憲法の理念と原理に反する閣議決定と立法が行われた」ことによって生じたものなのです。一審判決は、この点をきちんと捉えてない点で極めて不当なものであると言えます。

また一審判決は、憲法が保障する「平和的生存権」を「法律上保護された具体的な権利であるとは言えない」としてしています。さらに「平和」とは抽象的概

念であって、「平和的生存権」の具体的内容も一義的に確定することは困難だとしています。

しかし、憲法に書かれている「人権」も「平等」も「自由」も、すべて抽象的な概念であります。そもそも憲法を解釈するとは、憲法に書かれている抽象的な概念から具体的な意味内容や権利性を見出していくことではないでしょうか。裁判における判決とは、憲法や法律の抽象的な概念から、そのような具体的な権利性を、国民に対して示すものではないのでしょうか。

かつての長沼ナイキ事件の札幌地裁判決は、当時高校生だった私に対して、生涯忘れることのないほどのインパクトをもって、憲法の理念と具体的な権利性をリアルに提示してくれたのでした。

札幌高裁におかれましては、このような憲法の理念と具体的な権利性をふまえて、安保関連法制の違憲性から目を背けることなく、控訴人の精神的苦痛に真摯に向き合って頂きたいと思います。

以上